

第3回「令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災被災者義援金」配分委員会審議結果（被災者義援金の第3次配分について）

1 配分原資

大分県、日本赤十字社大分県支部、大分県共同募金会に寄せられた義援金を配分原資とする。

2 義援金の受入状況

(1) 募集期間 11月20日（木）～令和8年3月31日（火）

(2) 受入額 484,228,526円 (2次配分時 275,465,116円)

(内訳)

大分県	174,666,571円	(165,575,527円)
日本赤十字社	259,326,336円	(63,308,242円)
共同募金会	50,235,619円	(46,581,347円)

3 配分計画

(1) 配分対象・配分基準

①死者・全壊 : ②重傷者・半壊 : ③一部損壊 = 10 : 5 : 1となるよう設定

区分		配分単価	1次	2次	3次 (今回)
人的被害 (1人あたり)	死 者	500万円	150万円	130万円	220万円
	重 傷 者	250万円	75万円	65万円	110万円
住家被害 (1世帯あたり)	全 壊	500万円	150万円	130万円	220万円
	半 壊	250万円	75万円	65万円	110万円
	一部損壊	50万円	15万円	13万円	22万円

(2) 今回配分額（総額） 2億1,264万円 (4億8,200万円)

(3) 配分方法

①県は、本配分委員会の決定を受け、大分市に配分計画を示し、すみやかに義援金を配分

②大分市は、本配分委員会で決定された配分計画に基づき、被災者に配分

(4) 今後の予定

義援金の受け入れ状況等に応じ配分委員会を適宜開催し、追加配分を実施